

## 記憶の復興プロジェクト

### 《「ふれあい」と「ゆかり」のいきものモニュメントデザイン 募集要項》

#### 1 はじめに

##### (1) 現状と課題

###### ア 人的状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、及び原子力災害により全町避難を余儀なくされた浪江町は、14年の時を経た現在、住民の帰還は未だ十分ではないものの、町の本格的な復興に向けた取り組みがようやく開始される段階を迎えた。震災前約21,000人の住民が暮らしていた当町だが、現在の実居住者数は約2,400人。令和7年5月末現在の住民登録者数は約14,000人。また、復興庁の住民意向調査（令和6年2月27日）では「町に戻らないと決めている」が51.5%となっている。

事業所や学校をはじめ多くの建物が解体され、町内の至る所に空家や空地、雑草の繁茂する景観が広がる一方で、復興の動きが始まった今、今後どのように新しい町を創り出し、育み、あるいは改善していくのか。多くの住民が避難を余儀なくされている中で、未来への町づくり、歴史の継承を進めていくための道程を模索している。

###### イ 町中心部の状況

先行して避難指示が解除された町の中心部では、復興事業がスタートしている。JR常磐線浪江駅周辺地区では商業・交流・住宅施設などについて、我が国を代表する建築家隈研吾氏を中心に優れたデザイン計画や事業が進められ、また国家プロジェクトとして福島国際研究教育機構（通称「F-REI」）の設置が決定したほか、浪江駅西側地区の都市基盤整備等に関する官民連携の共創会議の開催や、造成された産業団地への新たな企業の進出も相次いでいる。

今後、これらの大きな外部からの力が影響していく中で、当町本来の伝統や文化、歴史を忘れることなく、浪江町の自力を高めていくことが強く望まれる。

###### ウ 町全体の状況

一方、帰還困難区域を含む町全体を見渡すと、当町は古くからの歴史や穏やかな気候・風土・植生に醸成された町である。当町としては将来に向けて引き継がなければならない伝統があり、大変貴重な「財産」でもある。

この「浪江町の伝統や歴史の継承」をどのように次代につないでいくかということは、

現世代にとっての大きな課題であり、責任である。次世代に向けた産地形成を町が目指すべき方向性をいち早く見出し、当町にとって最も効果的な継承・伝承手法や実施のための推進体制の確立が急がれる。

## (2) プロジェクトの位置づけ

上記(1)のAからウに記載する、震災後の当町が置かれた状況、また、歩んできた道、そして、未来に向けた取組みの一つとして、浪江町に「ゆかり」のあるいきものを模したモニュメントにより、浪江町の文化等に触れることで、地域の誇りを後世につないでいくことと、当町の人々の過去と未来を継承することを、当該プロジェクトとして位置付けている。

## (3) モニュメントの制作の目的

令和4年3月に策定された「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」において、荒廃した空地等を活用し、新しい緑を主体とした市街地の中に当町の思い出と未来を生み出す広場の整備を計画している。

具体的には思い出に誘う校章モニュメント、新しい世代を作る子どもたちに魅力あふれる遊具、駅前の東西広場には浪江の輝かしい未来を表すエコロジーと情報に満ちた景観を構成し、新しい浪江の文化と懐かしさを育む整備を計画している。

このうち、ゆったりとした時を過ごす「木漏れ日の丘」(仮称)において、浪江町に「ゆかり」のあるいきものを、浪江町の資源の石材でモニュメント化し、浪江町の文化等に触れる機会を創出することで、地域の誇りを後世につないでいくことや、子供たちがモニュメントと触れ合うことによって感性等が生まれ、未来に歩みを進める「力」の呼び起こすため、「ふれあい」と「ゆかり」のいきものモニュメントの設置を計画している。

ついては、「ふれあい」と「ゆかり」のいきものモニュメントの制作に向け、モニュメントのデザインを募集するものである。

## 2 募集内容

### (1) プロジェクト概要

#### ア プロジェクト名称

記憶の復興プロジェクト

《「ふれあい」と「ゆかり」のいきものモニュメントデザイン》

#### イ プロジェクトの位置づけと、モニュメント制作の目的

上記1-(2)及び(3)のとおり

#### ウ プロジェクトの規模

「ふれあい」と「ゆかり」のいきものモニュメント制作に係るプロジェクト全体の費用として20,000千円以内を予定している。

決定したモニュメントデザインの提案者（1者（社））には、協議により、モニュメントの制作・設置に係る一部又は全部、または、デザイン監修業務を委託する場合がある。

## （2） 応募資格

ア 個人、団体は問わず、企業の応募も可とする。

イ 応募は、1人（1団体又は1企業）1案までとする。

ウ 暴力団等、反社会的勢力と一切関わりがないこと。（※必要に応じて警察への照会を行う場合がある。）

エ 地方自治法等関係法令等に違反のないこと。

## （3） 提案項目

モニュメントデザインについて、子供等が触れ合えることを尊重し、下記の点を考慮し、別紙1「浪江町の資源の石材・「ゆかり」のいきもの」を参照に浪江町に「ゆかり」のあるいきものを模したモニュメントデザインを提案すること。

なお、別紙2-2「木漏れ日の丘計画平面図」へ分散して配置するものとし、事務局で整理する。

ア 個数は1人3個又は5個とする。

イ 材質は浪江町内の資源として、技法等は自由とする。

なお、浪江町内資源の津島石（ここでは浪江町津島地区で産出された石材を指す。）は、モニュメントの全部又は一部に使用するものとする。

ウ モニュメントは、屋外の公共空間での設置に耐えられるものとし、相当強度の風雨、地震等に耐えられるもので、倒壊、落下、剥離、老朽、汚損等により通行等に支障を及ぼすことがなく、かつ、周辺的美観風景に調和したものであること。

エ 幅2,000mm、奥行き2,000mm、高さ1,500mm以内とする。

オ 子供等が触れ合えることを尊重し、破損等の危険がなく安全に触れ合えるものとする。

カ 地面への固定についても併せて提案すること。

キ 清掃等、維持管理の面を考慮して頻繁にメンテナンスの必要がないデザインを提案すること。

ク 令和10年1月までに設置ができるものであること。

(4) 提案の場所

「ふれあい」と「ゆかり」のいきものモニユメントの設置を予定している「木漏れ日の丘」(仮称)の位置及びイメージパースを「別紙2-1」に示す。

モニユメントの設置を予定する「木漏れ日の丘」(仮称)の計画平面図を「別紙2-2」に示す。なお、モニユメントの配置は、事務局で整理する。

(5) 関連資料

浪江町の復興に関連する各種資料は下記ホームページを参照すること。

- ア 「浪江町復興計画【第三次】」 令和3年3月  
(URL:town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13894.pdf)
- イ 「浪江町中心市街地再生計画」 平成29年3月  
(URL:town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/7175.pdf)
- ウ 「浪江駅周辺整備事業計画」 令和3年3月  
(URL:town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15107.pdf)
- エ 「浪江駅周辺ランドデザイン基本計画」 令和4年3月  
(URL:town.namie.fukushima.jp/soshiki/34/30691.html)
- オ 「原子力被災自治体における住民意向調査」 令和6年2月27日  
(URL:https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/)
- カ 「浪江国際研究学園都市構想」 令和6年3月  
(URL:town.namie.fukushima.jp/soshiki/34/35478.html)

3 スケジュール

項目	日程	備考
デザイン募集開始日	令和8年4月13日(月)～	HP掲載、ポスター配布
募集要領の交付日	令和8年4月13日(月)～	HP掲載
質問の受付期間	令和8年4月13日(月)～4月30日(木)	事前の電話連絡後、電子メールで受け付け
質問への回答期限	令和8年5月15日(金)	HP上で順次回答、公開
参加申請書・提案書の提出期限	令和8年6月30日(火)	持参又は郵送
一次審査	令和8年7月中	書類審査

一次審査結果通知	令和8年7月中	電子メールで通知
二次審査	令和8年8月中	プレゼンテーション
審査結果通知	令和8年8月中	電子メールで通知及びHP で公開

※日程は予定であり、変更が生じることがある。

#### 4 参加申請

##### (1) 質疑応答

事務局への質疑応答は、事前の電話連絡後「様式1」により電子メールで行い、その期限を令和8年4月30日(木)午後4時とする。事務局からの回答は、令和8年5月15日(金)までに、当町のホームページに掲載する。

##### (2) 参加申込書と提案書の提出

ア 参加申込書は「様式2-1」及び「様式2-2」に基づき作成すること。なお、「様式2-2」は参考資料として取扱うものであり、実績等について記載がなくても当該プロジェクトに参加することができる。

イ 提案書はP12の「提案書の作成」に基づき「様式3」を使用し作成すること。

ウ 提案書はPDF形式で提出すること。

エ 提案書は電子データで10MB以内であること。

オ 「様式2-1」、「様式2-2」及び、「様式3」のデータを、電子媒体(CD-R等)により持参、または郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。)により、6月30日(火)午後4時までに必着とし、事務局に提出すること。

なお、提出された電子媒体は返却しない。

#### 5 審査方法

##### (1) 一次審査(書類審査)

ア 庁内審査委員会により審査を行い、①点数による評価、②実現性を評価、①②を総合的に判断して、3者(社)程度に絞り込みを実施し、二次審査対象として選定する。

イ 一次審査の結果は、「様式4」により、参加申請者へ電子メールにて通知する。

ウ 審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

##### (2) 二次審査(プレゼンテーション(以下「プレゼン」という。))

- ア プレゼンの開始時間及び会場については別途連絡する。(令和8年8月中を予定)
- イ プレゼンの順序は事務局にてあらかじめくじ引きにより決定する。
- ウ プレゼンの参加者数は代表者を含めて3名以内とする。(※「様式2-1」に記載する共同制作者に限る)
- エ プレゼンで利用するスクリーン及びプロジェクターは事務局にて用意する。PC及びデータは持参とする。
- オ プレゼンの時間は1者(社)あたり10分以内とする。
- カ プレゼンの内容は「様式3」の範囲内にとどめ、「様式3」以外への逸脱に留意する。
- キ プレゼンのための追加資料及び模型等の持ち込みは認めない。
- ク プレゼン後に質疑応答を20～30分程度行う。プレゼン参加者全員の応答を可とする。
- ケ 不可抗力による事由を除き、正当な理由なくプレゼンの開始時刻に遅れた場合は、提案を辞退したものみなす。
- コ 感染症の拡大が懸念される場合は、オンラインでのプレゼンに変更する場合がある。
- サ プレゼン終了後、庁内審査委員会において審査を行い、モニュメントデザインを選定しその結果を「様式5」により二次審査対象者全員へ電子メールにて通知する。
- シ 審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

## 6 審査項目

審査項目と評価の視点等は次のとおりとし、デザインの実現性及び実効性について評価する。

項目	評価の視点・基準
基本姿勢	当該プロジェクトの意図を理解し、モニュメントをデザイン・制作するにあたり、どのような考え方を基本として臨もうと考えているのか。(目的の理解度、取り組み姿勢、計画に対する町側の考え方との合致等を評価)
デザインの斬新性	当該プロジェクトの意図を理解し、モニュメントとしてどのように表現するのか。(他にはない斬新なデザイン・アイデア、インパクトであるかを評価)
空間との調和	「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」を踏まえ、デザインしたモニュメントと、木漏れ日の丘(仮称)の空間との調和をどのように考えているのか。
使用素材	モニュメントを屋外に設置することを考慮し、どのような素材選定を考えているのか。(素材の強度、耐久性、安全性等)

制作方法	提案したデザインを実際に制作するにあたって、どのような技法，工程を考えているのか。
維持管理	長く親しまれ、愛されるモニュメントにするため、美観等を保つための管理方法等についてどのように考えているのか。
安全性	子供が触れ合うことに対する安全性を確保するための対策について、どのように考えているのか。

## 7 表彰等

決定したモニュメントデザインと提案者の氏名は、当町のホームページにおいて、選定した理由も含めて公表し、賞状と賞金（基礎デザイン料を含む）を贈呈する。

## 8 失格条件

下記の要件に一つでも該当する場合は失格とするものとする。

- (1) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合とする。
  - ア 提案の条件、提出期間、提出様式、提出方法に適合しない。
  - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない。
  - ウ 許容された表現方法以外の表現方法を用いている。
  - エ 虚偽の記載がある。（選定後に事実確認が判明した場合においても同様に失格とする）
  - オ 他人のデザインを盗作した、またはそれが認められる。
  - カ 第三者の著作権を侵害している。
- (2) 庁内審査委員会の構成員及び事務局関係者に、当該プロジェクトに関して不正な接触または要求をした場合。（なお、本募集要項に定める手続きに係る場合を除く）
- (3) 評価の公平性に影響を与えるような行為があったと庁内審査委員会及び事務局が認めた場合。

## 9 応募にあたっての注意事項

- (1) 当該プロジェクトに応募した場合、当該募集要項ならびに応募にあたっての注意事項に同意したものとみなす。
- (2) 参加申込書及び提案書等の作成に係る経費については、一切を応募者の負担とする。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法第51号）に定める単位に限る。
- (4) 提出書類は、提出後の変更、差替え、再提出は不可とし、返却しないものとする。

- (5) 応募者は、モニュメントデザインの選定の発表があるまで秘密保持に努めるものとする
- (6) 応募者は、提案内容について、次のとおり保証すること（以下「保証義務」という。）。
- ア 自らが単独で新規に全部創作したものであって、著作権を専有していること。
  - イ 権利利益が第三者に移転されておらず、今後も移転されないこと。
  - ウ 未発表であること。
  - エ 公的機関への権利出願等登録申請がなされておらず、登録もされていないこと。
  - オ 第三者の権利利益を侵害しておらず、今後も侵害しないこと。
- (7) 保証義務違反により町と第三者の間に紛争が生じた時は、応募者は、町の要請に応じて紛争の解決に誠実に協力すること。
- (8) 保証義務違反により町に損害・損失・費用（専門家への委託費用を含む）が生じたときは、保証義務違反に対する町の認識可能性等如何を問わず、応募者は、一切を補償しなければならない。
- (9) 保証義務違反のおそれが判明した時は、町は、応募者に通知することなく応募作品等の採用その他の利用を直ちに取消又は停止することができる。
- (10) 応募作品が審査の結果、選定作品となった場合、その選定作品に関する著作権、意匠登録を受ける権利その他の権利利益は、浪江町へ移転する。
- (11) 個人情報の取扱い。
- ア 決定したモニュメントデザインの応募者氏名（会社名、学校名等）は、町のホームページで公表するものとする。
  - イ 応募者の個人情報は、当該プロジェクトにおいてのみ利用し、原則として法令の規定に基づく場合を除き、その他の目的に利用すること及び第三者に提供することはない。
- (12) モニュメントの制作・設置にあたって、必要に応じて決定したデザイン応募者に打合せへの参加を求める場合がある。なお、安全性や費用、維持管理上の観点から、協議によりデザインに変更が生じる場合がある。
- (13) 事務局は、選考結果に関する問合せには応じないものとする。

## 10 事務局

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

浪江町役場市街地整備課整備係

E-mail : [namie23020@town.namie.lg.jp](mailto:namie23020@town.namie.lg.jp)

電話 : 0240 (23) 6926 (直通)

様式 1

令和 8 年 月 日

浪江町長 様

(市街地整備課経由)

質問書

プロジェクト名：記憶の復興プロジェクト

《「ふれあい」と「ゆかり」のいきものモニュメントデザイン》

上記プロジェクトに参加するにあたり、次の質問を行います。

会社（事務所）等名	
職・氏名（ふりがな）	
電話番号	
E-mail	
質問事項	※箇条書きで簡潔に記入してください。

※ 個人での応募を予定している場合、表中「会社（事務所）等名」に職業及び所属する会社名  
又は、学校名について記載してください。

浪江町長 様

(市街地整備課経由)

参加申込書

下記プロジェクトに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

記

プロジェクト名：記憶の復興プロジェクト

《「ふれあい」と「ゆかり」の いきものモニュメントデザイン》

申請者 (代表者)	所在地	〒
	会社(事務所)等名	
	職・氏名(ふりがな)	
	電話番号	
	E-mail	

※ 個人での応募を予定している場合、表中「会社(事務所)等名」に職業及び所属する会社名  
又は、学校名について記載してください。

申請者 (共同制 作者)	所在地	〒
	会社(事務所)等名	
	職・氏名(ふりがな)	
	電話番号	
	E-mail	

申請者 (共同制 作者)	所在地	〒
	会社(事務所)等名	
	職・氏名(ふりがな)	
	電話番号	
	E-mail	

※グループでの参加を予定し記入欄が不足の場合は、用紙を複製の上記入及び作成してください。

様式 2-2

実績記入票（参考資料）

過去に、石材を材料としたモニュメントのデザインまたは制作の実績がある場合、作品名、設置場所等について記入してください。

番号	種別	年度 (和暦)	作品名	設置場所	使用材料と技法	受賞歴
記入例	デザイン ○ 制作	令和6年4月	浪江の山	○屋外 屋内 名称：浪江町役場 福島県双葉郡浪江町	石材  石彫	町長賞
①	デザイン ・ 制作			屋外 ・ 屋内 名称：		
②	デザイン ・ 制作			屋外 ・ 屋内 名称：		
③	デザイン ・ 制作			屋外 ・ 屋内 名称：		

- 1 申請者（共同制作者も含む）または会社等での制作実績について記入してください。
- 2 デザインと制作を両方実施した場合は、両方に○を記入してください。
- 3 実績の証明のため、作品の全体図及び設置・展示されている状況が分かる写真を参考添付してください。
- 4 記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。
- 5 実績に掲載した作品について、新聞、雑誌等に掲載した経歴がある場合は、参考添付してください。
- 6 受賞歴については、受賞年度、受賞名、審査機関、コンペ名等について記載してください。
- 7 記載事項に虚偽が確認された場合は参加申請を無効とします。

## 提案書の作成

- 1 提案書は、A3版、片面横判用紙1枚とし、文章、図、表、写真等を使用し簡潔に作成すること。
- 2 提案書は、日本語で作成すること。
- 3 文字ポイントの大きさは原則10ポイント以上とすること。但し、専門家でなくとも理解できる見やすさ、分かりやすさを重視すること。
- 4 提案書の余白は、上部（綴じ代側）は20mm以上、その他は15mm以上設けること。
- 5 審査は、下記項目に基づき実施するため、提案書作成にあたっては、それを踏まえて表現すること。

基本姿勢	当該プロジェクトの意図を理解し、モニュメントをデザイン・制作するにあたり、どのような考え方を基本として臨もうと考えているのか。 (目的の理解度、取り組み姿勢、計画に対する町側の考え方との合致等を評価)
デザインの斬新性	当該プロジェクトの意図を理解し、モニュメントとしてどのように表現するのか。(他にはない斬新なデザイン・アイデア、インパクトであるかを評価)
空間との調和	「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」を踏まえ、デザインしたモニュメントと、木漏れ日の丘（仮称）の空間との調和をどのように考えているのか。
使用素材	モニュメントを屋外に設置することを考慮し、どのような素材選定を考えているのか。(素材の強度、耐久性、安全性等)
制作方法	提案したデザインを実際に制作するにあたって、どのような技法、工程を考えているのか。
維持管理	長く親しまれ、愛されるモニュメントにするため、美観等を保つための管理方法等についてどのように考えているのか。
安全性	子供が触れ合うことに対する安全性を確保するための対策について、どのように考えているのか。

- (1) 上記のそれぞれの観点から、提案のポイントや工夫した点を説明すること。
- (2) テキスト、スケッチ、3Dパース、マケット写真などを用いて表現すること。
- (3) プロジェクトの趣旨に沿った提案とすること。

会社（事務所名）等名

氏名（所属名）

※少なくとも以下の項目は記載すること。

- ・趣旨
- ・パース図
- ・配置図
- ・使用素材
- ・制作方法
- ・維持管理

15mm  
以上

15mm  
以上

15mm  
以上

様式4

一次審査結果通知書

令和8年 月 日

商号又は名称  
代表者職氏名

浪江町長 吉 田 栄 光

記憶の復興プロジェクト《「ふれあい」と「ゆかり」のいきものモニュメントデザイン募集》  
の一次審査（書類審査）の結果について、下記により通知します。

記

一次審査の結果、貴方・貴社（貴事務所）を二次審査対象者として選定しました。（選定できませんでした。）

担当課：浪江町市街地整備課整備係  
電 話：0240（23）6926

様式第 5

二次審査結果通知書

令和 8 年 月 日

商号又は名称  
代表者職氏名

浪江町長 吉 田 栄 光

記憶の復興プロジェクト《「ふれあい」と「ゆかり」の いきものモニュメントデザイン募集》  
の二次審査（プレゼンテーション審査）の結果について、以下により通知します。

記

二次審査の結果、貴方・貴社（貴事務所）を受託予定者として選定します。（選定できませんでした）

担当課：浪江町市街地整備課整備係  
電 話：0240（23）6926